

19世紀イギリスガス事業における 会計計算書の変遷

竹 田 範 義

I. 序

19世紀初頭のイギリスで石炭ガスがはじめて商業的に利用されて以来、ガス産業は漸次発展していった。主要なガス会社は、鉄道と同様に、議会承認を得た特別法により、法人格を取得して設立された。ガス事業は、その発展過程の中で配当制限、準備基金の設定などの規制をうけた。Ewing Mathesonの*The Depreciation of Factories* (1884) では、減価償却に関する一般的実務の例として鉄道、水道およびガスという公益事業が取り上げられている。それらは、当時の大規模かつ永続的で、設備の損耗と更新が正確に均衡すると考えられる事業例として取り上げられたものである。

ガス事業は、19世紀イギリス経済の自由放任主義において、世紀前半に新ガス会社の設立により成長し、さらに後半には公営のガス事業の設立によりさらに発展した。その中で、Londonのガス事業は、1850年代に区域独占を協定し、公営化されず、合併によって少数の会社に統合されていった。この独占が認められる中で財務情報の開示が問題となり、その質が問われることとなった。その結果、会計計算書の報告様式の整序が行われることとなる。

ガス会社は、鉄道会社と同様に会計計算書の報告様式として複会計組織が導入され、統一化された。この様式は導入以降、80年近くガス会社で利

用されることになる。

そこで本稿では、19世紀ガス産業の発展とその規制、およびガス事業における会計計算書の変遷過程を概観して、当該事業における規制と会計の特徴を考察する。

Ⅱ. ガス事業の生成と展開

1. ガス事業の生成

「ガス」(gas)という言葉は、1600年頃ギリシア語のchaosを語源として、とくに燃焼により発生する気体を物質の本体と考えて、ベルギーのFlandreの医者、化学者および自然学者であるJohannes Baptista van Helmont (1579 - 1644)によって、命名されたといわれる。この言葉は1648年に出版された彼の著書で初めて使われたといわれるけれども、一般的に使われるようになったのは1800年以降のことであるといわれる¹⁾。

Boulton and Watt社の技師William Murdoch (1754-1839)が最初に石炭ガスをガス灯に実用化した。彼は1777年にBirminghamのBoulton and Watt社に入り、1779年Cornwallに派遣された。Cornwallには多数のWattエンジンが設置されており、彼はその保守、調整のために派遣された。彼は1792年ごろからガスを利用したガス灯の実験を始め、CornwallのRedruthにある自宅と事務所の照明にガスを利用した。その6年後の1798年にBirminghamに戻り、Boulton and Watt社のSoho工場に大規模なガス施設を建設した。1802年にAmiens条約締結を祝して当工場をガス灯で照明した。その後、綿工場へのガス灯の設置などを行った²⁾。

石炭ガスを照明に利用する技術は、18世紀後半フランス人のPhilippe Lebonらが開発したとする説もある。Lebonは1800年頃にパリで石炭ガスの実験を行い、ガス灯を実演していた³⁾。

オーストリア人のFrederic Albert WinsorはLebonの実験を学び、その技術を修得した。彼は1804年にLondonに渡り、イギリス最初のガス製造特許

を取得した。彼はガスの製法やその特性の実演、ガス灯の反対者との論争、およびガスやその商業の可能性を示したパンフレットの作成など、ガスの宣伝に大きく貢献した⁴⁾。

さらに、彼は、中央の工場でガスを製造し、街路本管（street mains）から個々の消費者へガスを供給するシステム、すなわち一つの製造元から各需要先にガスを配給するというガス供給システムの普及に大きく貢献した。Murdockは当システムを全く試みなかつたし、提案さえしなかつた。彼は当計画の可能性を示すために、1807年にPall Mall街で最初のガス街灯を設置した。彼はガス街灯の支持を呼び起こすことで、ガス会社の創設、法人勅許の獲得、新方式利用のための委員会を設立させた⁵⁾。

1809年にWinsorの委員会は、議会に法人格付与の法案を提出した。しかしその法案は承認されなかつた。このときの授権資本は£1,000,000を要求していた。1810年に再度法案が当該委員会から授権資本£300,000で提出され、最終的に資本£200,000に減額されて6月に認可された。1812年には最初で最大のガス事業会社として勅許が付与された⁶⁾。Gas Light and Coke会社である。

当会社は創業当初数年は全く利益が上がらなかつた。未成熟な技術、適切な原料獲得の困難、熟練労働の不足、これらすべてが高コストにつながり、売上の拡大を妨げたのであった。1817年に取締役はガスレンタルで£6,000の増収を報告して、6%の配当を宣言した。そして次年度には8%に引き上げた。当初21年間であった当会社の勅許は、1819年に無期限となつた。1823年までに当会社は本管120マイルを敷設し、3ガス工場から年間250万c. f. のガスを供給していた⁷⁾。

ロンドンには、その他のガス会社も次々に設立された。たとえば、City of London会社（1816年）、Imperial会社（1820年）、Ratcliff会社（1823年）、Phoenix会社（1824年）、Independent会社（1829年）、Equitable会社（1842年）、South Metropolitan会社（1842年）、London会社（1843年）、Commercial会社（1847年）などであった⁸⁾。

さらに、この間に地方都市にもガスが導入された。1816年Exeter、1817年Glasgowにガス会社が設立された。1817年にManchester and Salfordの保安委員会が街灯用のガス工場を建設し、間もなく個人の消費者にも供給し始めた。これは地方当局運営による最初のガス事業であり、長い間唯一のものであった。1818年はガス灯が広く普及した年であった。制定法会社(statutory company)が、Bath、Brighton、Dublin、Edinburgh、Leeds、Liverpool、Nottingham、Oxford、SheffieldおよびWorcesterで組織された。1820年代には着実に新会社が設立され、1830年にはイギリスの各都市で200社が営業していた⁹⁾。

初期のガス供給事業は危険性の高いものであった。ガス導入という革新者に対して、灯油などの既得権団体から激しい反対があった。既得権団体により、ガス灯による恐ろしい効果を示すような実験が行なわれたり、地方都市でもガス会社の設立のための法案が提出されたときに、反対の請願書が公開されたりした。また、ガス灯に対する偏見を呼び起こす風評の流布も行われた。このような既得権益集団による反対という外部的要因の他に、ガス会社自身の苦難もあった。それは製造および配給技術の未熟、それに対応した高いガス原価、必然的な利用の限界などであった。ガスマーターも、1815年にSumuel Cleggによって発明されたが、一般に利用されるまでには長い年月がかかった。そのためバーナーの大きさと燃焼時間がガス販売の基礎となつた。これにはそれを監視する監視員を雇用しなければならなかつた¹⁰⁾。

さらに、ガス供給事業がより危険な冒険事業であったのは、同一地域内の競争とそれに伴う激しい価格競争の状況にあったことである。1820年以後に地方都市で石油ガス会社が設立され、10年間にわたって石炭ガス事業と競争することもあった。

以上のような困難な事業条件にも関わらず、19世紀中頃にはガス産業が十分に確立するに至った。1847年のガス工場条項法の通過によって、ガス会社の公的規制標準化への第一歩が踏み出され、ガス供給システムが大都

市のほとんどに普及していた。

2. ガス事業の展開（1850-1910年代）

ガス産業は、19世紀中葉から20世紀10年代まで、経済的な拡張と技術的発展の期間であった。ガス供給は危険性の高い冒険的事業ではなくなり、当初の偏見は払拭され、対立する利害に打ち勝った。多くの不安定な状況を生み出したガス会社間の直接の競争は、50年代に終焉を迎えた。とくにロンドンのガス産業は議会の認可とその統制規定の伴った地域独占を基礎にして発展していった。

当該期間におけるガス会社の会社数、平均規模、投下資本額およびガス生産量は増加し続けた。1882年から商務省（Board of Trade）は、認可されたガス会社すべてからの報告を義務づけた。これにより、当産業の統計資料が整備され利用可能となった。

この期間の特徴の一つに、地方当局によるガス供給に大きな発展があつたことである。当初、当該産業はほとんどすべて民営事業として運営されていた。その後、多くの地方当局は、単なる主要な街灯の消費者から、自らガス工場を取得し、自己の街灯ばかりでなく、個人消費者にも供給した。1872年のブラ基金法（Borough Funds Act）のもとでは、制定法ガス会社があるところでのガス供給事業が禁止されていた。しかし、1875年公衆衛生法（Public Health Act, 1875）は、制定法会社がない場合にはガス工場建設なしし、その域内のガス会社事業の合意による買収を都市当局に認めた¹¹⁾。1875年以降、市営のガス供給が急速に拡大し、1880年以降の電灯の導入¹²⁾で一時停滞するが、すぐに回復し1914年まで拡大し続けた¹³⁾。

1882年から1912年の間、許可ガス会社と市営ガス事業を合わせると、事業数で1.6倍、投下資本で1.7倍、ガス販売量でほぼ3倍に昇った〔表1参照〕。これには、利用層の拡大と所得の上昇もその要因である。

表1 1882年-1912年、イギリスのガス事業の成長

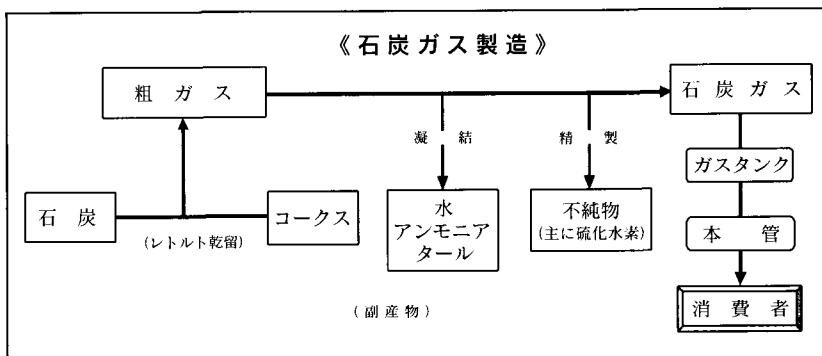
年	認可会社				認可地方当局事業			
	事業数	ガス販売量 (百万cu ft)	事業あたり ガス販売量 (百万cu ft)	投下資本 (£'000)	事業数	ガス販売量 (百万cu ft)	事業あたり ガス販売量 (百万cu ft)	借入額 (£'000)
1882	352	45,485	129	32,935	148	21,129	143	17,326
1887	384	56,241	146	37,397	168	27,418	163	20,081
1892	429	66,767	156	42,416	185	36,068	195	22,735
1897	436	77,773	178	51,260	212	44,447	210	27,376
1902	454	91,956	203	77,128	256	55,776	218	35,738
1907	495	108,239	219	87,798	276	64,650	234	40,712
1912	520	126,002	242	93,730	306	72,921	238	43,682

(Trevor I. Williams, *A History of the British Gas Industry*, Oxford University Press, 1981, p.27.)

この拡大は、多くの新分野へのガス利用にともなって生じた。初期にはガス灯のみに利用されたガスは、全く新しい熱媒体としての利用の可能性が開かれた。19世紀末にはガスレンジが一般に利用され、ガストーブが広く採用され、ガス湯沸かし器が家庭用に利用された。産業では暖房方法として着実に導入されていった。また、ガスは動力としても利用された。ガスエンジンの発明と改良により、1880年代にガスエンジンが利用されはじめた。しかし、20世紀初めの石油エンジンの導入でその地位は脅かされた。ガス利用で最も拡大したのは暖房用であった¹⁴⁾。

当該期間は大きな技術進歩の期間でもあった。特に製造技術にはめざましい改良があった。特にレトルト（乾留装置）の改良があった。また、給炭機が普及した。さらに経済性の観点から、ガス製造の効率化が図られた。そして最も重要な進歩は、ガス製造上の残留物すなわち副産物としてのコークスやタールの利用であった。初期はコークスであり、1850年以後は末精製のタールであった¹⁵⁾。

ガス産業発展における特徴は、19世紀前半と後半で大きく分けられる。一般的には前半の競争政策と急激な価格下落、そして後半は地域独占と規制および低価格とそのなだらかな低下である。



(P. J. Rowlinson, 'Regulation of the gas industry in the early-nineteenth century, 1800-1860', Oxford Ph. D. pp.10-11 quoted by John F Wilson, *Lighting the Town-A Study of Management in the North West Gas Industry 1805-1880-*, London, 1991, p.5.)

III. ガス会社関連法と規制

1. 会社法およびガス会社関連法

1844年以前、南海泡沫法の廃止以降でも株式会社の設立は、議会による特別法の取得を必要とした。1844年にイギリス最初の会社法 (Joint Stock Companies Registration and Regulation Act, 1844) が成立した。当法は、会社の設立を容易にするために登記による会社設立を認めた最初の法律であった。1845年の会社条項統合法 (Companies Clauses Consolidation Act, 1845) が、前者の改正法である。当法の主な目的は、(1) 財務諸表作成の義務付け、(2) 配当の資本からの支出禁止であった¹⁶⁾。

1845年法の上記諸規定は、鉄道条項統合法、1847年ガス工場条項法にも類似規定があり、その立法上の基礎は等しく、明らかに影響を及ぼしていた。また、同法は、複会計組織に関する規定も見出せないが、他の特殊な条件が重なり、1868年の鉄道規制法 (Regulation of Railway Act, 1868) の第3条に規定する複会計組織に発展していった¹⁷⁾といわれている。

1855年の有限責任法を編入した1856年の会社法 (Joint Stock Companies Act, 1856) は、会社の計算書類・帳簿および監査に関する比較的詳細な規定を行った。貸借対照表は各項目別に配列するように、雛形がB表として

添付された。しかしこれらの規定は、ひとつの「模範会社定款 (model articles)」となり、報告も監査も強制されるものではなくなった。これ以後、会社法は強制力のない時代が世紀末までつづくことになった¹⁸⁾ [表2]。そして同法は、1862年の会社法 (Companies Act, 1862) に統合される。

1862年の会社法は Companies Act と呼ばれた最初の会社法であり、当法によって、会社の法人格と社員の有限責任制が同時に認められるようになり、株式会社の設立はきわめて容易になった。さらに、当法は会社関係の法律の最初の統一法であり、現代イギリスの会社の基礎を築いたものとして高く評価された¹⁹⁾。また、これまで資本からの配当禁止という消極的なものから、1856年法を継承して、当法では、配当の源泉を会社のビジネスから生ずる利益に限ると明確に規定した。

表2 会社法の会計開示に関する法的規制の発展

制定法	主 要 規 定	目的 と 影 韵
株式会社法 1844年法	登記による会社設立の認可 完全かつ公正な年次貸借対照表の作成の強制	企業の成長 支払能力の維持と取締役の誠実性の確保
1856年法	有限責任制の確立 会計情報に自発的な開示	企業の成長 会計情報の内部目的利用
1862年法 会社法	利益以外からの配当の否認	資本の維持と債権者の保護
1900年法 1908年法 1929年法	強制監査 公開会社の計算書の登記官への提出 会計規制の強化；損益計算書の作成の強制（ただし監査不要） 資産とその評価の明細；「真実かつ正確な」貸借対照表の要求	経営と所有の分離 会社の性格の変化に伴う情報の公開 秘密積立金への関心 受託責任の履行のための定期的な評価と期間業績の測定の強調

(Peter Taylor and Stuart Turley, *The Regulation of Accounting*, London, 1986. P・テーラー、S・ターリー著、染谷恭次郎監訳、市村 巧訳、『イギリス会計規制論』、森山書店、1991年、51ページの表3より抜粋。)

上述の会社法において、株式会社の容易な設立が認められる以前、泡沫法の制約の下に株式会社は種々の方法で設立された。1825年に泡沫法廃止当時用いられた主要な会社形態は、勅許会社、議会の特別法会社、会社契

約に基づく会社であった²⁰⁾。

株式会社は、会社法の制定により容易に設立できることになった。その設立には当然様々な規制が伴った。議会の特別法によって認可された株式会社は、その特別法が優先的に適用され、上記会社法や、ガス会社関連法などの一般法の規制を受けなかつた。

しかしながら、特別法会社は新たな資金調達、合併などその承認を得るために新規に議会から特別法による認可を必要とした。その際には、一般法の遵守が盛り込まれることになり、暫時一般法規定による規制が特別法会社にも浸透していくことになった。

ガス会社に対する一般法 (General Act) として、1847年ガス工場条項法 (The Gasworks Clauses Act, 1847) が制定された。当法は、1845年の会社法の影響をうけ、鉄道会社の特別法条項を統合した1845年鉄道条項統合法 (Railway Clauses Consolidation Act, 1845) と同様に、ガス会社設立のためのものであった。また、当法は価格制限および配当制限を一般化した。このような制限は、当時新規ガス法案の中で一般的に普及していたが、無制約な民営企業に対する議会の不快感をある意味示すものでもあった。

同法は、10%の配当制限と準備基金 (reserved fund) および保険基金の設定に関する規定が設けられた²¹⁾。さらに、財務統制の一形態である配当がガス価格に直接連動する配当「スライド制」 ('sliding scale' of dividends) に基づく利益処分や、公募入札条項 (auction clause) として知られる新資本（株式）発行条件が導入されたといわれている²²⁾。しかし、「スライド制」が実際にガス会社に導入されたのは1875年以降のことであった。

会計規定については、第38条で当法ないし特別法のもとにガス供給開始後、会社は毎年貸借対照表を作成し、それは事業代表者 (chairman of the undertakers) または監査人による適切な監査および検証すること、ガス事業の位置するカウンティー (county) の治安吏に、無料でその年次計算書の複写を毎年送付すること、その複写は、1回1シリングの手数料の支払で誰でも検討できるように治安吏が保管し、開示することを規定した²³⁾。

1871年ガス工場条項法 (The Gasworks Clauses Act, 1871) は会計の計算書類様式を規定し、その雰形がB表で示された。当法によって、ガス会社の計算書様式はより詳細なものとなった。この計算書様式は、特別法が1871年法か1847年法のどちらかを組入れた会社すべてに適用された。その基本様式は1868年鉄道規制法により鉄道すでに規定された複会計組織を範としたものと通常考えられたものであった。ガス会社の複会計組織は、鉄道会社の15種の財務諸表の構成に比べ、9種の構成となっている²⁴⁾。

2. ガス会社規制²⁵⁾

(1) ガス会社の初期規制の概要

1882年から1912年の発展でみると、民営会社 (private company) はイギリスで消費されるガス量の2/3を、市営企業は残りの部分を供給した。ガス製造業者は当初非法人の株式会社として組織されたが、次の理由から特別法による法人格が通常求められた。それは配給管敷設権の保証、競争からの市場の保護、および有限責任の獲得などであった。1885年までに1000件以上のガス会社法が議会を通過した。

鉄道と同様ガス会社には、関係する公衆の保護とくに安全と衛生の標準が守られているか、価格が高すぎないか、公共の場が十分な採光で照らされているか、ガス会社が市場で独占権行使していないかなどに关心が置かれた。ロンドンのガス会社の営業には、その規模と社会的影響から最も关心を引いた。その結果、議会の委員会は、19世紀中の多くの出来事や計算書、配当政策、ガス品質、採光度、および価格を含む営業の諸側面について、とくにロンドンのガス会社を調査した。そして配当政策規制は利益に基づく制限形式をとった。

初期の特別法の中に利益に基づく配当への制限が徐々に展開された。Chartered Gas Light and Coke会社法では「会社資本が減ぜられ、または損なわれて、いかなる配当もすべきではない」ことを要求した。この制限は後のガス会社法に類似した規定の端緒となった。初期の勅許では資本の

10%に配当を制限した。このことは配当可能利益も制限され、その制限以上の年次利益は当該年度に分配できず、次年度以後利益が低い場合に分配することができるることを意味した。

配当制限は当初つぎの要因からあまり意味を持つものではなかった。まず、1850年代までは、ガス会社間の競争ないしその脅威が独占価格およびその利益を統制する役割を果たしていた。事実、ロンドンのガス会社4社—Chartered Gas, City of London Gas Light and Coke, Independent GasおよびPhoenix Gas—は、1860年以前、配当に関する資本に対する制限比率はなかった。そして、多くのガス会社は、技術的および組織的问题から初期にそれほど利益のあがるものではなかった。さらに株主は高い配当を望む傾向ではなく、とくに10%制限のような配当の制約を必要としなかったといわれている。

しかしながら、当初の問題を解決し、製造原価も低下したことから、1830年代からガス会社の収益性は上昇した。そのため政府規制当局は特別法に配当の10%制限を開始し、1847年ガス工場条項法への過程となった。当法第30条は払込資本の10%に配当を制限した。

(2) 1847年ガス工場条項法から1871年統一会計システムまで

1847年以後、ガス会社の特許に通常最大10%配当が含められた。たとえば、1866年にロンドンの13社は資本の10%に配当を制限した。さらに1899年までに、ロンドンおよびその他20市町すべてのガス会社で採用された。

1847年ガス工場条項法の配当規制は慣例的な配当率10%であり、価格制限も地域の状況に応じて変化した。また当法には、会社に対して消費者にガス供給を義務づける条項はなく、またサービスの質や供給ガスの品質に関して言及した条項もなかった。当時のガス会社に10%の配当制限は、高すぎガス料金引き下げにつながるものではなく、個々の法定価格も高すぎて何ら効果を持つものではなかった。その意味で当法は、極めて試案的段

階のものであった。

市営のガス事業の拡大は、より多くの政府統制をもたらし、民営ガス会社にも影響を及ぼした。1850年代にロンドンのガス会社は、競争を抑制するために、首都圏を独占的供給区域に分割し各社に割り当てるという協定が結ばれた。これらの「区域(destricting)」協定は、さらなる規制を喚起し、1860年の首都ガス法 (Metropolis Gas Act, 1860) へと導いた。当法はガス価格の上限を設定し、最高配当を10%に制限した。しかしその限度を超過した配当に処罰はなかった。また当法はロンドンの会社間の「区域」協定をも認め、その法規は会社にとって勝利と考えられた。

当法はガス品質、価格および配当に十分な統制となるものではなかった。ロンドンのガス会社は、1860年以前10%の上限まで配当を支払うことはほとんどなかった。しかし、首都ガス法通過以後、配当率が上限ないしそれ以上となった。一方でガスの品質は低下し、ときにガス価格の上昇ともなった。このようなことが、特別委員会の調査を促し、1868年ロンドン市ガス法 (City of London Gas Act, 1868) へ導いた。当法は、10%の配当を引き続き認めたが、資本の1%まで超過利益から具体的な積立を要求した。それは設備の偶発事故から生じる損失を負担するためのものであった。また、ガスの価格上限と最低品質水準も、消費者ないしガス会社によるガス価格の上限改正申請に関する条文とともに規定された。そして、当法には、政府監査官がロンドンのガス会社の計算書を評定することをも規定した。それは、1866年の特別委員会での参考人の批判によるものであった。

1847年法の10%配当制限は寛容な効果の薄い制約であった。1850年代から1860年代にロンドン内外でガス会社の配当率は、高い頻度で10%制限ないしその近くで、鉄道会社の利回りを実質的に上回っていた。さらに、当時の鉄道の法制と同様に、1847年ガス工場条項法も「利益」と「資本」を定義しなかったし、収益的支出と資本的支出の区分に関する指針を何ら与えなかった。また、減価償却も賦課すべきかどうかについても指針を与えたなかった。1866年の特別委員会の証言では、ガス会社の計算書に関する

質の低さについての苦情が述べられ、ガス会社の計算書は正確な結果を算定できない方法が採られているとも指摘された。ガス会社の利益操作は比較的容易であった。

また、会社は借入を持分に転換したり、株価が額面を超過している時に既存株主に新株を発行することにより、配当計算の基礎となる資本を増加して10%制限を回避したりした。最終的に、10%の配当制限は、ガス会社に能率性を促すものではなく、過度の拡張計画のために新たな資本を調達する動機を生み出した。

特別法では、規制も試みられた。配当増加を目的に借入を持分に転換することは、1873年から制定される特別法案で、高い市価の時に額面での株式発行は、新株を「公募」し、割り増し株は配当計算の基礎となる資本部分としないことを要求することにより、特別法のなかで禁じられた。これら配当制限の抜け道を認識して、1850年代から新株発行にはより低率の配当制限が課せられていた。たとえばロンドンのガス会社13社中5社はより低率の追加的制限があった。その最低率はCity of London Gas Light and Coke会社の資本£100,000に対し4%であった。

ガス会社の計算書形式の改良は、より重要であり、1871年ガス工場条項法が統一複会計組織を要求することでもたらされた。これは、1866年の特別委員会の示唆を具体化したものであり、1868年鉄道法規制の会計要件の影響を受けていると推測され、鉄道規制法と同様に、ガス工場条項法に一連の計算書形式の雛形を示した²⁶⁾。しかし、借地設備を除き、設備の減価償却チャージは要求しなかった。

(3) スライド制—ガス価格と配当との連携

10%の配当制限で生じた例外を是正するために、ガス価格と配当支払を逆連結した「スライド制」("sliding scale") が1860年と1867年の特別委員会で提示され、ロンドンのガス会社に提案されたが、不成功に終わっていた。

1875年の特別委員会の証言では、2人の証人が、ガス会社に効率的な経営をもたらし、ガス産業を促進し、株主と消費者の利害を結びつけると賛成した。しかし、その他の多くの証人はスライド制の導入に反対した。

しかしながら、当該スライド制は1875年の特別委員会で承認され、以後のガス会社の特許にロンドン内外で導入された。1900年までに、3分の2のガス生産に相当するイギリスのガス会社のほぼ半数が、このスライド制を適用した。最高配当と価格の逆連結は、分配可能利益と価格とも結びついた。価格と関連した最高配当を超える利益は、少なくとも、その生じた年度に分配できなかった。スライド制に関する評価は、概ね成功したものと考えられた²⁷⁾。

IV. ガス会社の計算書形式の変遷

1. 1871年以前のガス会社の計算書

Gas Light and Coke会社は、1812年にイギリス最初に設立され、勅許を獲得し、最大のガス会社となつたことはすでに述べた。ここでは、当該産業を代表する企業であった当社計算書の変遷を一つの事例として言及する。

設立当初の当社計算書は、金銭収支を中心とした現金勘定計算書 (Statement of Cash Account) が監査報告に記載された。これは1815年から1822年まで続いた。1823年から計算書の表題は損益計算書 (Profit and Loss) と貸借対照表 (Balance Sheet) に変更され、これらの計算書が記載されるようになった。これら計算書は、1867年まで継続した²⁸⁾ [表3および4参照]。ただし1860年からロンドン市内のガス会社各社には、首都ガス法によって、別形式での計算書の作成も求められた。それは、後述のように資本、収益、および配当を区分表示した形式であった [表5参照]。

当社は計算書を半期ごとに作成していた。その損益計算書は、貸方に収益項目、借方に費用項目が記載され、残高が算定される。この残高額は貸

借対照表の借方に損益残高（Balance of Profit and Loss）項目の内訳（半期利益）として記載された。貸借両項目とも区分されずに（灯火賃貸料、コクス販売、石炭消費、貯蔵品、給料など）記載された。

また、貸借対照表は、最終合計額を流動資産合計で締め切っている。そのため基本的には運転資本（資本－固定資産）から開始している。この運転資本の算定のために、貸借対照表の借方の最初に、各種の資本合計額、その控除項目として既存資本支出（Westminster station）と新規資本支出を記載している。つまりその内容は、複会計組織の一般貸借対照表を示していることになる。さらに、その各項目内容は、複会計組織では独立した財務表として掲載されていてるものである。

当社は、1860年度より借地による工場の減価償却の計上を開始し²⁹⁾、これ以降継続し、減価償却基金として積み立てられた。このことは、その後、1871年ガス工場条項法に取り入れられ、制度化されることになる。少なくとも当社の会計実践は会計制度に先行して実施されていた。1860年は区域協定を認めた首都ガス法が制定された年であり、区域における重複施設の償却が重要な問題となったのではないかと考えられる。

表3 Gas Light and Coke 会社の財務諸表（損益計算書）形式

THE GAS LIGHT AND COKE COMPANY.

Dr.	PROFIT AND LOSS.	From 25th December, 1862, to 24th June, 1863.		CONTRA.	Cr.
		£.	s. d.	£.	s. d.
To Coals consumed in the half-year, including Labor				By Rental of Light for the half-year	
# Stores, &c., used in the half-year, viz.,—				# Coke and Breeze, deducting Labor, vis.,—	
Retorts and Setting, include				Coke	
Lamps and Lamplighting, ditto				Breeze	
General Wear and Tear and Mains					
Less received for Old and Burnt					
Stores					
Carrys on the Works					
Meters and Fixing, including Labor					
# Paving				# Tar and other Products, deducting Labor	
# Directors and Auditors				# Discounts and Abatements allowed by Tradesmen for	
# Salaries and Commissions				Cash Payments	
# Wages and Contingencies, viz.,—				# Poplar Station Rent Account "Balance"	
Wages				# Rents received	
Contingencies				# Interest received on Deposits at Bankers	
# Rent and Taxes, viz.,—				# Costs of Appeal recovered from the Parish of St. Leo-	
Rent				nard, Shoreditch	
Taxes					
# Income Tax					
# Law Expenses					
# Annuities to Superannuated Officers					
# Sick and Benevolent Fund					
# Debts due at the Stations, being Bad					
written off					
Received on Bad Debts					
# Depreciation of Gasholder and Coal					
Store on Leasehold Property					
# Balances					

Audited 19th October, 1863.

(Signed)

J. W. SLOPER.
J. SALE BARKER.
W. HOPWOOD.

表4 Gas Light and Coke 会社の財務諸表（貸借対照表）形式

THE GAS LIGHT AND COKE COMPANY.

Audited 19th October, 1853

(Signed)

J. W. SLOPER.
J. SALE BARKER
W. HOPWOOD.

2. ガス会社法と計算書

(1) 1860年首都ガス法

首都ガス法は、競争により生じる不効率や住民への不便、1850年代に新たな消費者層の出現とその急増によるガス問題への関心の高揚とそれに伴う政治運動の激化、さらにロンドン市内のガス会社各社間の供給区域協定などにより政府規制として要請された。

1860年首都ガス法は、ロンドン市内のガス会社13社に対してガス価格および配当率の制限と区域協定を規定した。さらに当法は、内務大臣 (Secretary of State for the Home Department) に企業の現実の状況を示す計算書の作成報告を要求していた。そのために一定様式での報告を要請した。その大まかな様式は、資本勘定 (Capital Account)、収益勘定 (Revenue Account)、配当勘定 (Dividend Account) という3区分されたものであった。これら項目内容の詳細区分については、各会社の状況により異なることから、代表的な企業に区分に関する意見を求めて決定した。

資本勘定は、株式資本 (shares)、借入資本 (Borrowed monies) などの記載が求められた。株式資本については、認可法、発行株数、額面額、払込額、払込総額が記載された。また、この項には、その下部に繰越残高 (BALANCES brought forward) との標題の下、減価償却基金 (Depreciation Fund)、準備基金 (Reserve Fund)、収益勘定 (Revenue Account)、および配当勘定 (Dividend Fund) の過去2年間の各繰越残高が記載された³⁰⁾。

収益勘定は、借方に収入 (receipt)、貸方に支出 (expenditure) が記載された。それらはそれぞれ区分整理された。収入項目は、ガス売上 (Sale of Gas)、計測器賃貸 (Rental of meters)、古い原料売上 (Sale of old materials)、副産物売上 (Sale of Residual Products) などに区分された。支出項目は、管理費 (Management)、ガス製造費 (Manufacture of Gas)、計測器費など区分された。各種準備基金も当勘定から控除され、その收支残高が株主利益として計算された。ガス売上には1k c.f.あたりの価格が記入された。また、収益勘定の性格は、現金収支計算ないし資金収支計算であり、

19世紀イギリスガス事業における会計計算書の変遷

表5 1860年首都ガス法におけるGas Light and Coke会社の会計報告書形式

1—COPY of the ACCOUNT which the several METROPOLITAN GAS COMPANIES are required to make to the SECRETARY OF STATE (under the METROPOLIS GAS ACT, 1860). For the year 18__.

CHARTERED GAS COMPANY

ANNUAL STATEMENT of ACCOUNTS, showing the actual State and Condition of the Concerns of the GAS LIGHT and COKE COMPANY, for the Twelve Months ended the 25th day of December 18__.

1. CAPITAL.—STATE of the ACCOUNT at the end of the above Twelve Months.

Statute or Authority under which raised	Number of Shares.	Amount per Share	Paid up per Share	TOTAL Paid up.	TOTAL CAPITAL
Shares:					
50 Geo. 3, c. 163, s. 2 -	4,000	£. 50	£. 50	£. 200,000	£.
56 Geo. 3, c. 87, s. 2 -					
59 Geo. 3, c. 20, s. 2 -					
4 Geo. 4, c. 119, s. 1 -					
Borrowed monies:					
Profits Capitalized:					
				TOTAL CAPITAL.	

BALANCES brought forward

	Christmas 18__ £. s. d.	Christmas 18__ £. s. d.
Depreciation Fund	- - -	
Reserve Fund	- - -	
Revenue Account	- - -	
Dividend Account	- - -	

2. REVENUE.—ACCOUNT to all SUMS actually Received and Paid during the above Twelve Months, viz., of Assets receivable, and of Liabilities absolutely incurred.

RECEIPT:	£. s. d.	£. s. d.	EXPENDITURE:	£. s. d.	£. s. d.
Sales of Gas					
Common gas, at 4s. 6d. Per 1,000 cubic feet	- - -		Management:	- - -	
Cannel gas, at 6s. per 1,000 cubic feet	- - -		Directors' allowances	- - -	
Public lighting, and under contracts, deducting £. s. d. cost of repairing and lighting public lamps	- - -		Salaries	- - -	
Less.—Bad debts	- - -		Collectors' commission	- - -	
Rental of meters	- - -		Rents, rates, and taxes of offices (included in manufactory)	- - -	
Sale of old materials	- - -		Stationery, printing, and general charges	- - -	
Sale of Residual Products:			Payment to auditors	- - -	
Coke	- - -				
Breeze	- - -		Manufacture of Gas:	- - -	
Tar	- - -		Cools, including carriage, dues, &c.	- - -	
Ammonical liquid	- - -		Purifying materials	- - -	
Other waste products	- - -		Supervision and labour	- - -	
Miscellaneous Receipts	- - -		Retorts, tools and other implements	- - -	
			Ordinary repair, and maintenance of premises	- - -	
TOTAL RECEIPTS	- - -		Rents, rates, and taxes of manufactory and offices	- - -	
			Distribution, including Service Mains, Pipes, &c.:	- - -	
			Ordinary repair and maintenance	- - -	
			Meters:	- - -	
			Restoring and replacing	- - -	
			Additional	- - -	
			Law and Parliamentary charges	- - -	
			On temporary Loan from Bankers	- - -	
			Reserve fund for contingency, wear and tear, or other purposes	- - -	
			Balance, being shareholders' profit	- - -	
			TOTAL EXPENDITURE	- - -	

3. DIVIDENDS.—ACCOUNTS of all DIVIDENDS actually Paid for the above Twelve Months

	£. s. d.	£. s. d.
Balance, being shareholders' profit, as above	- - -	Dividends on £ ____ Capital Stock, at 10 per cent., including back dividend of per cent. per annum, in respect of the dividend to Midsummer 1860

したがって当社損益計算書とは貸借項目が反対に記載されている。

そして、配当勘定は、上記収益勘定の残高の株主利益が振り替えられている。これが配当原資となる。そして、その支払配当金には配当率が示された。当該勘定の副題には、「上記12ヶ月に対する実際支払配当金」と付記された。

以上の項目内容区分は、Gas Light and Coke会社の示した案が基本的なものとなっている〔表5参照〕。そしてその他の各会社は、若干の違いがあるもののほぼこの形式を踏襲した³¹⁾。

(2) 1868年ロンドン市ガス法

1860年法による緩慢な規制効果の結果、ロンドンのガス会社は配当率が上限ないしそれ以上に達した。その一方でガス品質が低下し、価格上昇に至ることにもなった。そこで当該1868年ロンドン市ガス法がその是正のために制定された。同年には Gas Light and Coke 会社の特別法案も議会を通過した。これは授権資本および借入資本の増加に関する法案であった。

既述のように1868年ロンドン市ガス法によって、10%配当制限や販売価格上限のほかに、偶発準備金の設定、品質水準および政府選任監査人の監査などが規定された。Gas Light and Coke 会社は1868年12月31日半期末計算書を複会計組織で作成した³²⁾。このことが、当法によるものか、特別法によるものか定かではないが、どちらかの法の影響と考えられる。

当社の定期総会報告書の1868年6月24日半期末計算書までは、前述の損益計算書と貸借対照表を作成していた。当社は1868年後半期には複会計組織の計算書形式に変更し、これを導入した。したがって、1868年以前に複会計組織の報告様式が鉄道業と同様にガス産業に対しても検討されていたのである。このように理解できたとしても、ガス産業では、鉄道業のようにその会計実践の中から発展してきたとは言い得ず、鉄道業の影響を否定することはできない。

当計算書報告様式の表題によりその構造を示せば、下記の通り番号の付

された7つの計算書と一般貸借対照表を加えた8種類の財務諸表である。

No.1. 株式および借入資本計算書(Statement of Share and Loan Capital)、No.2. 資本勘定(Capital Account)、No.3. 収益勘定(Revenue Account)、No.4. 純収益勘定(Net Revenue Account)、No.5. 保険基金勘定(Insurance Fund Account)、No.5^a. 借地上の工場の減価償却基金勘定(Depreciation Fund Account (for works on Leasehold Lands))、No.5^b. 偶発基金勘定(Contingent Fund Account)、No.6. 使用石炭計算書(Statement of Coal used)、No.7. 副産物計算書(Statement of Residual Products)、一般貸借対照表(General Balance Sheet)

1860年法による計算書形式と比較すると、資本勘定については、株式および借入資本計算書が独立し、資本勘定が資本収支計算に限られた。したがって損益勘定は損益収支計算部分を担うことになり、計算書上で資本収支と損益収支が明確に区分された。収益勘定は、1860年法の整序された項目区分とはほぼ同じであるが、借方に費用（支出）項目、貸方に収益（収入）項目と貸借反対に記載されており、まさに損益勘定である。純収益勘定は、配当勘定に相当し、ここでは前期繰越利益に収益勘定残高（純利益）と受取利息など加え、準備基金、各種支払利息や優先株配当金などを差し引いて、配当可能利益を計算する。

その他に各基金勘定が独立して設定されている。保険基金、減価償却基金および偶発基金である。そして最後に一般貸借対照表が記載された。一般貸借対照表には、借方に資本勘定残高、純収益残高、基金残高などが集められ、運転資本の源泉が示された。また、その貸方には、これら運転資本の実態としての資産が集合表示された。その他、主原料の石炭および副産物に関する物量計算書である。

3. 統一会計制度としての複会計組織（1871年）

ガス会社に対する一般法としての1847年ガス工場条項法の修正法として、1871年ガス工場条項法が制定された³³⁾。当法は、ガス会社に対する会計計算書の統一的報告様式としての複会計組織を導入し、その雛形を規定したことで知られている。

当1871年法で示された複会計組織の計算書報告様式の標題を示せば、下記の通りである。

- A. 株式資本計算書(Statement of Share Capital)、B. 借入資本計算書(Statement of Loan Capital)、C. 資本勘定(Capital Account)、D. 収益勘定(Revenue Account)、E. 損益（純収益）勘定(Profit and Loss (Net Revenue) Account)、F. 準備基金勘定(Reserved Fund Account)、G. 石炭計算書(Statement of Coals)、H. 副産物計算書(Statement of Residual Products)、I. 一般貸借対照表(General Balance Sheet)

1868年の複会計組織と比較すると、株式および借入資本計算書が株式資本(Share Capital)と借入資本(Loan Capital)に分割されて、9種類の計算書となっている。また、基金勘定がその法律から準備基金となっているのに対して、会社は保険基金、減価償却基金および偶発基金と具体的な目的ごとに区分している³⁴⁾。このことは、基金勘定の発展過程の一面として捉えることができる。残る財務諸表、とくに基本的財務諸表となる資本勘定、収益勘定および一般貸借対照表は1868年の項目をそのまま引き継いでいる。

これ以降、複会計組織はガス会社でも一般化した。そして当該様式は、70年以上にわたり変化しなかった。1901年には、ガス会計の教科書 L. R. Dicksee, *Gas Accounts* が Accountant Library シリーズの1つとして出版された。本書は1931年に増補改訂されたが、初版の基本的内容をそのままに法改正などによる新たな課題に対応するためのものであった³⁵⁾。その基本的部分は、複式簿記手続きから複会計組織の財務諸表作成まで、例示により解説するものであった。

複会計組織の財務諸表は、一般に貸借対照表を固定区分と流動区分に分割し、連結環として損益計算書としての収益勘定を位置づけている。そればかりではなく、損益計算は複式簿記機構により誘導されるものであり、当書はまさにこのことを解説している。すなわち、収益勘定は収益と費用を決算振替により集合される勘定であり、これをもとに複会計組織の収益勘定を作成している。まさにこれは損益計算書であり、そこで計算される利益は財産法損益計算ではなく、損益法損益計算によるものであった³⁶⁾。

Gas Light and Coke会社の財務諸表の変遷を見る限り、損益計算書ないし収益勘定は常に財務諸表の中心であった。価格や配当の規制のためには、損益計算が詳細に示される必要があったのである。

会社法規定からすると複会計組織による財務諸表は、それら全体で一つの貸借対照表とも考えられる。いわゆる1856年および1862年会社法で示される貸借対照表離形を各項目を独立させて、整序したものとみなすこともできる。

しかしながら、ガス会社の場合、1860年以来、高率配当が継続しており、価格および配当に関する財務情報は、損益計算を中心とする利益計算にあったと推測できる。すなわち、損益勘定としての損益計算書が財務諸表の中心にあったとみるのが妥当である。

V. 総括

以上、19世紀イギリスのガス事業の発展過程を概観した。そこでガス事業は、世紀前半の競争政策とそれに伴う価格競争やその他の困難にもかかわらず順調に発展し、その後半には地域独占とそれに伴う規制ならびに低価格化から需要層やガス利用の拡大および技術進歩などにより、ガス産業は大きく成長した。とくに、後半は公営事業としてガス事業が大きく成長した。

ガス事業は、株式会社設立のために議会による特別法を取得しなければならなかった。そこには、種々の規制があり、その中に配当制限が規定された。当初は配当制限があまり意味を持つものではなかったが、19世紀中葉から資本の10%の配当制限が導入された。とくに首都ロンドンでは、それまでに会社間が締結していた「区域」協定を1860年首都ガス法で認められた。当法以降、配当は10%ないしそれ以上となったにもかかわらず、ガス品質は低下し価格は上昇した。そこで議会の特別委員会が設置され、その証言の中でガス会社の計算書の質が低く、利益操作が容易であることが

指摘された。これにより1868年のロンドン市ガス法の制定に至った。1871年ガス工場条項法で統一的会計形式として導入される複会計組織が、試験的にか1868年よりGas Light and Coke会社で試行されていた。

法制度によって、会計の報告様式は整序統一化されていった。価格および配当に関する財務情報は、損益計算を中心とする利益計算にあり、詳細な損益計算を表示して規制することにあった。しかしながら、1860年以降、ガス会社は高率配当が継続し、法規定が決してガス会社を規制するものではなく、会社に役立つように機能していた。

-
- 1) Philip Chantler, *The British Gas Industry an Economic Study*, Manchester University Press, 1938, p.1. Trevor I. Williams, *A History of the British Gas Industry*, Oxford University Press, 1981, pp.3-4参照。
 - 2) *Ibid.*
 - 3) R. J. フォーブス著、田中実訳、『技術の歴史』、岩波書店、1956年、214ページ。
 - 4) P. Chantler, *op. cit.*, p.2.
 - 5) *Ibid.*
 - 6) T. I. Williams, *op. cit.*, p.9. P. Chantler, *op. cit.*, p.3.
 - 7) P. Chantler, *ibid.*, p.3.
 - 8) *Ibid.*
 - 9) *Ibid.*, p.4.
 - 10) *Ibid.*, pp.4-5.
 - 11) 藤田哲雄、「十九世紀後半イギリス地方財政を巡る諸問題—都市対農村、地方対中央—」『論叢』第31号、42ページ。当法は、地方当局に公営ガス、水道施設に対する借入を認めた。
 - 12) 1882年電灯事業法の成立以後、アメリカと対照的にイギリスの電灯の普及は極めて緩慢であった。1880年代は暗黒時代で、中央発電所の建設がほとんどなされなかつた（坂本倬志『イギリス電力産業の生成・発展と電気事業法の変遷』東南アジア研究叢書19、長崎大学東南アジア研究所、1983年、15ページ）。
 - 13) P. Chantler, *ibid.*, pp.7-8.
 - 14) *Ibid.*, p.8. Derek Matthews, "Laissez-faire and the London Gas Industry in the Nineteenth Century: Another Look", *Economic History Review*, Vol. XXXIX, No. 2, 1986, p.246参照。

- 15) P. Chantler, *op. cit.*, p.9-13参照。
- 16) 中村萬次、「19世紀イギリスにおける会計規制の展開－イギリス鉄道会計史との関連－」、『経済集志』、第50巻第1号、1980年、63-5ページ。村田直樹、春日部光紀編著、「企業会計の歴史的諸相　近代会計の萌芽から現代会計へ」、創成社、2005年、98-9ページ参照。
- 17) 同上論文、65ページ。
- 18) 同上論文、70ページ。
- 19) 武市春男、「イギリス会社法」、国元書房、1961年、64-5ページ。
- 20) 同上書、62ページ。
- 21) Francis W. Pixley, *Auditors : Their Duties and Responsibilities, under the Joint-Stock Companies Act and the Friendly Societies and Industrial and Provident Societies Acts*, London, 1881 (New York : Arno Press , reprint edition, 1976), pp.48-50. 村田直樹、春日部光紀編著、前掲書、101ページ参照。
- 22) Lawrence Robert Dicksee, *Auditing: a Practical Manual for Auditors*, 1892 (reprint: Arno Press 1976), p.81.
- 23) *Ibid.*, p.51. 惰ったときには20ポンドの罰金を課すという罰則も規定された。村田直樹、春日部光紀編著、前掲書、101ページ参照。
- 24) *Ibid.*, p.51. 村田直樹、春日部光紀編著、前掲書、101-2ページ参照。
- 25) Richard D. Morris, "Distributable Profit in Nineteenth-century British Regulated Industries", *Accounting, Business and Financial History*, Vol. 3, No. 2, 1993, pp.165-196. 本節は当論文のガス事業の部分を主に参照した。
- 26) *Ibid.*, p.175-6. Morrisは「ロンドンのガス会社はその方法を前もって採用することなく、ロンドン以外でもそれまで採用されたかどうか分からぬといわれている」と当該法の制定以前に計算書形式として複会計組織を採用したガス会社がなかったと指摘した。
- 27) *Ibid.*, p.176. しかしながら、D. Matthewは、1875年以後のガス価格の低下は配当の増加によるものではなく、ガス製造の主要な投入である石炭価格の低下とその他の節約によるものであると主張した。
- 28) London Metropolitan Archives, Reference: B/GLCC/64/1, 1812-1863.
- 29) *Ibid.*, 1860.
- 30) British Parliamentary Papers, House of Commons, 1867, Appendix to Report from Select Committee on the London (City) Corporation Gas, &c. Bills, Appendix, No.13.
- 31) *Ibid.*
- 32) London Metropolitan Archives, *op. cit.*, 1868.
- 33) F. W. Pixley, *op. cit.*, p.52.
- 34) 山浦久司、「英國複会計制度の検討」、『会計』、第132巻 第5号、1987年5月、26ページ参照。

- 35) L. R. Dicksee,, *Gas Accounts*, London, 3rd ed., 1931.
- 36) 中村萬次、前掲論文、73ページ。